

	質疑	回答
1	総合事業見直しについての研修を複数回やってほしい。	令和6年4月の総合事業の見直しに向け、説明会や研修会を複数回実施する予定ですので、お忙しいところ恐縮ですが、ご出席をお願いいたします。
2	研修はケアマネ、事業所を集めて課題を出し合うグループワークをしてはどうか。	総合事業の見直しに係る説明会や自立支援・重度化防止に関する研修会については、居宅介護支援事業所・サービス提供事業所向けにそれぞれ実施していますが、ご提案いただいた方法含め、実施方法等を検討させていただきます。
3	住民への周知と理解をどのように行うのか。	令和6年4月の見直しに向け、ホームページ・広報・チラシ等により広く周知を行うとともに、介護予防の重要性に関する講演会を実施していきます。
4	特にすでにサービスを利用して変更するようお願いする利用者に対して説明を町から（広報、チラシ等）してほしい。	
5	ケアマネの動きのフローチャートを作ってほしい。	令和6年4月の見直しに合わせて、介護予防ケアマネジメントマニュアルの改訂を行う予定ですので、其中でお示しするとともに、見直しに向けての説明会・研修会でもお示しする予定です。
6	理由書等今後ケアマネが使うであろう書類ができたから見せてほしい。	現在、理由書等必要書類を作成中です。今後の説明会の中でその書類及び手続きについて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。
7	令和6年4月の時点で事業対象者、要支援1.2の方が何人くらいサービスを必要とする見通しなのか？	いきいきくまとり高齢者計画2021策定時の推計において、令和6年の要支援1・2の認定者数は816人で見込んでおり、その内約7割の方が予防給付及び総合事業のサービスを利用するものと見込んでおります。
8	短期集中予防サービスの利用についてどのような位置づけになるのか詳しくしてほしい。本人が選べるのか等	要支援1・2の方または事業対象者の生活機能の改善により、可能な限り利用者が元の生活へ戻っていただくために、ふれあい元気教室の利用が可能なかのアセスメントを優先するもので、必要なサービスを制限するものではありません。
9	要支援認定を受けた方は原則元気教室からのスタートとのことですが、利用者の自己決定を無視することにもなるため、どのように整合性を取っていくかが課題。仮に合意形成を図れたとしても、途中でリタイアした場合はどうなるのか。	また、ふれあい元気教室利用について丁寧な説明を行ったうえで合意形成に至らない場合やふれあい元気教室を途中で中断した場合については、説明会の中でご説明させていただいたとおり、緩和型サービスを第二優先、介護相当サービスを第三優先でご検討いただくようお願いいたします。（居宅介護支援事業所向け説明会資料P40・41参照）
10	訪問系サービス（ヘルパー）が必要な利用者も「ふれあい元気教室」の検討が第1段階では必要なのか。	ヘルパー利用が必要となるに至った生活課題の改善のために、ふれあい元気教室の検討を行ってください。なお、ふれあい元気教室及び訪問型サービスの併用も可能となっています。
11	2号被保険者の取扱いについてどのような扱いになるか。	国が定める16種類の疾病（特定疾病）を有し、要支援認定を受けた第2号被保険者につきましては、総合事業のサービスを利用することができます。特定疾病を有する場合でも、その疾病の種類及び程度によりふれあい元気教室の利用が可能な場合がありますので、まずは、ふれあい元気教室の利用が可能なかのアセスメントからスタートしていただき、悩まれる場合は介護保険課にご相談ください。
12	現在、要支援1の方のケアプランの見直しのタイミングでアセスメント目的でリハ職と訪問することになるのでしょうか。それとも窓口相談で介護保険課の方が必要とされた場合になるのでしょうか。	リハ職による専門職訪問につきましては、新規申請時の窓口において、窓口相談シートを使用し、IADLのみ低下している方に介護保険課より案内をしておりますが、その他、要支援1・2の方、事業対象者のケアプランの見直し等の際にケアマネジャーが利用者の短期目標・長期目標を見直すにあたり、リハ職によるアセスメントの支援を必要とする場合に利用可能なものとなっております。利用を強制するものではありません。専門職訪問を利用したい場合は、介護保険課にご相談ください。
13	緩和型サービスの費用はいくらなのか？	緩和型サービスの費用については、訪問型サービスで1回あたり2,281円（10割、週1回程度）・2,313円（10割、週2回程度）、通所型サービスで1回あたり3,183円（10割、週1回程度）・3,276円（10割、週2回程度）となっています。詳しくは熊取町ホームページにおいて、サービスコード表（ https://www.town.kumatori.lg.jp/kenko/kaigo/kaigo_hoken/sougoujigyou/4070.html ）をご確認ください。
14	緩和型サービスの時間は何分なのか？	現在の基準では、緩和型サービスのサービス提供時間の目安は、訪問型サービスで1回1時間程度、通所型サービスで1回3時間以上となっています。
15	緩和型デイサービスの利用状況を問い合わせた時に定員がいっぱいの多い日も多く、今後利用が原則要支援の方になったとして利用できるのか。	緩和型サービスの新規指定や緩和型サービス利用の積極的な受け入れにつきまして、サービス提供事業所への丁寧な説明及びサービス提供事業所向けに実施いたしましたアンケートにより把握した課題等の解消に取り組み、参画事業所の増加に努めます。

16	<p>緩和型サービスを主流にしていくと認識しているが、現状受け皿がまったく足りないし、今後も参入する事業所がどれだけあるかも不透明。受け皿が整わない可能性もあるため、経過措置期間などを設ける可能性はあるのか。</p>	<p>新規利用者につきましては、原則として、令和6年4月より総合事業見直しの内容に基づいたアセスメント及びサービス選定を行っていただきます。既にサービスを利用している方については、ケアプランの見直しのタイミングで、改めてサービス選定を行っていただきます。</p> <p>利用者の心身の状態により、介護相当サービスを選択せざるをえない場合は、理由書を提出いただく予定です。</p> <p>現時点では、経過措置期間については設けることは想定しておりませんが、方針等を事前に周知し、そのご準備をお願いしているところですので、ご理解下さいますようお願いいたします。また、懸念されている事業者の参入については、参入するにあたっての課題の解消等に努め、受け皿確保に取り組んでまいります。</p>
17	<p>緩和型サービス事業所の増加について、どの程度見込んでいるか。</p>	<p>現在の介護相当サービスを提供されている事業所のみならず、緩和型サービスに参入いただけるようアンケートにより把握した課題等の解消に取り組んでまいります。</p>
18	<p>サービス事業所選定について 利用者に必要なサービス事業者が見つからない時、近隣市の事業所を利用することができるか。</p>	<p>熊取町の総合事業の指定を受けていれば、熊取町以外に所在地がある事業所でも利用が可能です。事業所一覧については、広域福祉課ホームページ (https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kouiki/menu/sougou/index.html) に掲載しております。</p>
19	<p>令和6年4月に生活サービス従事者研修修了者が何人いる予定なのか？ そのうち何人即戦力になると見込んでいるのか？</p>	<p>令和6年4月時点の熊取町の生活援助サービス従事者研修の修了者は延べ70名程度と見込んでおり、その中には既にサービス提供事業所で従事しておられる方もおられます。また、これに加え、他の自治体で同様のカリキュラムを修了された方も従事が可能となっております。</p> <p>何をもって即戦力とするかは難しく、その数をお答えするのはできませんが、来年度以降も生活援助サービス従事者研修を多くの方に受講いただき、従事いただけるよう取り組んでまいります。また、受講修了者とサービス提供事業所のマッチングについても推進する予定ですのでよろしくお願いいたします。</p>
20	<p>緩和サービスのヘルパーさん（生活サービス従事者研修修了者）に対しての継続的な研修体制を作してほしい（CMも更新研修あり）</p>	<p>生活援助サービス従事者研修修了者へのフォローアップのための研修実施についても検討してまいります。</p>
21	<p>居宅介護支援事業所としては、多方面において負担が多くなると思います。</p>	<p>ケアマネジャーのご負担については、充分理解しており、毎年、大阪府を通じて国に業務に見合った報酬などの処遇改善に係る要望を行っております。</p> <p>一方で、自立支援・重度化防止を図ることは高齢化の進行及び介護人材の不足に対応するためには必要不可欠なものと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>
22	<p>作成書類、同行、会議等ケアマネの負担が大きいことを理解してほしい（書類の簡素化等の配慮を希望します）</p>	<p>なほ、取組みを進めるにあたり、介護予防ケアマネジメントマニュアルの改訂を予定しており、そのなかで業務を簡素化できるよう検討していきます。</p>
23	<p>ケアマネの処遇が全く改善されず、事業所閉鎖や退職者も続出している中、更に業務負担を求めることは委託プランを引き受けにくい状況を作ってしまうのではないかという危機感がある。インセンティブの話も出ていたが、その内容や条件についてはいつ頃公表される予定なのか。</p>	<p>ふれあい元気教室修了後の利用者のモニタリング実施やタピオステーション等地域の活動へつないだ場合のケアマネジャーに対する報酬導入を検討しており、決定した際には令和5年度に実施する説明会においてご説明させていただく予定です。</p> <p>また、介護予防ケアマネジメントマニュアルの改訂を予定しており、そのなかで業務を簡素化できるよう検討していきます。</p>
24	<p>安静における筋力低下について、利用者さんに分かりやすく説明する為にパーセントではなくて別の言い方はありませんか。</p>	<p>研修の中で「安静（寝たきりや家の中でもほとんど動かない状態）による筋力低下が、1週目で20%、2週目で40%、3週目で60%にも及ぶ」という話が講師からありました。このことについて、利用者へのイメージしやすい伝え方を講師に確認したところ、「安静による筋力低下は、1週間続くとよろついて歩きにくくなり、2週間続くと何もつかまらずに椅子から立ち上がるのが難しくなり、その筋力をとりもどすためには、安静にしていた3倍の期間がかかるため、活動量を落とさないことが重要」ということでした。</p>